

## 湯沢市若者女性未来応援助成プレゼンテーション実施要領

この要領は、プレゼンテーション方式により助成金交付団体等を選定するために必要な事項を定めたものである。

### 1 目的

若者や女性の活力を生かしたまちづくりの推進を図ることを目的に、本市の若者の交流又はにぎわいの創出、若しくは地域や職場における女性の活躍の推進に資する事業を行うにあたり、プレゼンテーション方式により助成金交付団体等を選定するために実施するものである。

### 2 助成対象事業

- (1) 若者の交流又はにぎわいの創出を目的とする事業
- (2) 独身男女の出会い又は結婚支援を目的とする事業
- (3) 地域又は職場における女性の活躍の推進を目的とする事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の規定による目的の達成が期待できる事業

### 3 開催場所

湯沢市内

### 4 開催時期

助成金交付決定日から令和7年2月28日まで

### 5 助成金の額

助成期間5年を限度とする。

#### (1) 助成率

- ・ 1年目 助成対象経費の10分の10以内
- ・ 2年目 助成対象経費の10分の9以内
- ・ 3年目 助成対象経費の10分の8以内
- ・ 4年目及び5年目 助成対象経費の10分の5以内

#### (2) 助成限度額

- ・ 1年目 50万円（下限を5万円とする）
- ・ 2年目 40万円（下限を5万円とする）
- ・ 3年目 30万円（下限を5万円とする）
- ・ 4年目及び5年目 20万円（下限を5万円とする）

## 6 選定件数 5団体以内

## 7 対象外事業

- (1) 営利を主たる目的としていると認められる場合
- (2) 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うと認められる場合
- (3) 湯沢市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等これらと関係を有する者が実施する場合
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する場合
- (5) 実施年度の2月末日までに事業が完了しない場合

## 8 助成対象者

市内に主な活動の拠点がある民間団体又は事業所等であって、事業を確実に遂行できると認められる者(実施者側の年齢及び性別等は問いません)

## 9 助成対象経費

別紙「湯沢市若者女性未来応援助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)」別表(第5条関係)を確認すること。

## 10 助成金の返還

助成金の交付を受けた交付決定者が、虚偽その他不正な手段で助成金の交付を受けたと認められる場合は、助成金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

## 11 スケジュール

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① 公募開始         | 4月12日(金)       |
| ② 質問提出期限       | 4月19日(金)午後5時必着 |
| ③ 質問回答期限       | 4月30日(火)       |
| ④ 参加申込書提出期限    | 5月10日(金)午後5時必着 |
| ⑤ 参加資格審査結果通知   | 5月13日(月)       |
| ⑥ 企画提案書提出期限    | 5月17日(金)午後5時必着 |
| ⑦ プレゼンテーション実施日 | 5月21日(火)       |
| ⑧ 審査結果通知       | 5月下旬           |
| ⑨ 採択後の手続き      | 交付要綱による        |

## 12 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限  
4月19日(金)午後5時必着
- (2) 質問書の提出方法  
任意様式に記入の上、FAX(73-2117)または電子メール(mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp)

により提出すること。電話等による質問の受付は行わない。

(3) 質問に対する回答

質問者には FAX または電子メールで回答するほか、市ホームページに順次、質問・回答内容を掲載する。

(4) 回答期限

4月30日（火）

13 参加申込書の提出

(1) 提出書類

①湯沢市若者女性未来応援成プレゼンテーション参加申込書

②暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び役員等調書

③団体代表者または事業所等の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行のもの）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限

5月10日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

(5) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市まちづくり協働課 未来づくり推進班

(6) 参加資格審査結果は、5月13日（月）までに電子メール及び書面で通知する。

14 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書

任意様式。ただし、A4サイズとし概ね10枚以内（表紙・目次は含まない）とする。

※交付要綱等を熟読のうえ提出すること。

②業務実施計画調書（参考様式）

③事業予算書（別紙2）

(2) 提出部数 原本1部、写し6部

(3) 提出期限

5月17日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

(5) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市まちづくり協働課 未来づくり推進班

## 15 審査に関する事項

### (1) 審査基準

別紙「湯沢市若者女性未来応援成プレゼンテーション審査要領」による。

### (2) 審査結果

審査の結果は、全ての参加者に対して書面により通知する。

### (3) 非選定理由の説明

選定されなかった者は、通知をした日から起算して5日(祝祭日含める)以内に、非選定理由について書面(任意様式)で説明を求めることができる。回答は書面により行う。

## 16 公開プレゼンテーション審査会

審査は、当該助成に関係する各課の代表者等で構成する審査委員会において実施する。なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

### (1) プレゼンテーション実施日等

#### ①開催日

5月21日(火)

詳しい日程は13(6)の参加資格審査結果通知の際に通知する。

#### ②開催場所

湯沢市役所本庁舎内会議室

#### ③プレゼンテーション者数

1提案者、3名以内とする。

#### ④時間

1提案者のプレゼンテーション及び質疑応答の時間は各10分とする。(計25分)

#### ⑤説明資料

プレゼンテーションは、提出された企画提案書(本要領14-(1)参照)に基づいて行うものとする。大型モニターの使用も可能だが、提出された企画提案書のポイントのまとめに使用するものとし、提案書にない提案を新たに盛り込んで説明することを認めない。

#### ⑥機器

大型モニターの使用を希望する場合は、事前に連絡をすること。大型モニターは市側で用意するが、パソコン、接続ケーブル等その他必要な物は各自用意すること。

## 17 失格要件

- (1) 応募資格を満たさない者又は選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領等における諸条件に違反した場合

## 18 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

- (2) 企画提案書等の作成及びプレゼンテーション等の参加に要した費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (5) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が本プレゼンテーションに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

#### 19 問い合わせ先

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市まちづくり協働課 未来づくり推進班

Tel: 0183-56-8386 fax: 0183-73-2117

E-mail: mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp